

## 入札監理小委員会の審議結果報告 要介護認定適正化事業

厚生労働省の当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の概要

#### ○事業概要および目的

各自治体等に対してより適正な認定調査および審査を行うための情報提供及び技術的助言を行い、これらを全国の自治体に広く普及させるとともに、各地域の自治体が自律的な取り組みを進めるための支援を行い、全国的な要介護認定の適正化を推進することを目的とする。

#### ○実施期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間であり、市場化テスト 2 期目である。

|       |  |
|-------|--|
| 第 1 期 | 平成 27 年度開始（平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日） |
| 第 2 期 | 平成 30 年度開始（平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日） |

#### ○選定の経緯

企画競争による単年度契約により、平成 19 年度の事業開始以降、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社の 1 者応札が続いていたことから、平成 26 年度に選定された。

### 2. 事業の評価等を踏まえた対応について

#### 【論点】

確保すべきサービスの質の達成水準として、e-ラーニング研修システムの対象者数の目標 3 万人～4 万人としていたが、その設定は適切かどうか。

#### 【対応】

e-ラーニング研修システムについては、「対象者数」や「登録者数」等の定義が明確ではなかったことから、見直しを行い、今回の実施要項では、「受講者数：6 千人～7 千人程度」に変更した。（実施要項 2（5）二 /10 頁、17 頁）

### 3. 実施要項（案）の審議結果について

#### 【論点 1】

上記 2 の【論点】及び【対応】について、e-ラーニングシステム全国テスト受講者数の定義を明記すべき。（実施要項 2（5）二 /10 頁、17 頁）

#### 【対応 1】

「全国テストを受講し、採点処理を行った者」という定義を追加した。

#### 【論点 2】

認定調査員向け研修システムのシステムについては、開発する必要が無

く、運用だけということであればシステムの内容の情報提供をしたほうがよい。

#### 【対応2】

実施要項を改めて確認したところ、「8（3）ホ 著作権等の扱い」（実施要項16頁）において納入物に係る著作権については厚生労働省に帰属するものの、システムそれ自体の権利については再委託事業者に帰属するものとしていた。そのため、厚生労働省がシステムを提供し、事業者に運用のみ行っていただくという形態はできないこととなる。

一方で、現行の再委託事業者を引き続き利用することとし、現行のシステムを引き継ぐという形態や、事業者側で既に開発済みの既存システムの流用までも排除する必要性は薄いことから、5頁の「新たなシステムを開発する」ことを必須とする記述を修正した。（実施要項2（3）ハ 5頁～6頁ハイライト部分）

#### 【論点3】

評価項目一覧（実施要項 別紙1 21～23頁）について、評価項目と評価の観点の書きぶりが同じである、また、加点方法の説明はないのかどうか。

#### 【対応3】

当該欄を、「評価項目と評価の観点」として統合し、加点方法の説明を追記した。（実施要項 別紙1 21頁～23頁）

#### 【その他の対応】

・平成26年度の市場化テストの導入に当たり、総合評価の導入、実施期間の複数年化（1か年から3か年）、業務内容の明確化、サービスの質及び水準の設定、情報開示等を実施し、新規参入を促進したが、結果は1者応札となったもの。

・説明会に参加しながら応札しなかった業者へのヒアリングでは、もっと調達期間が早かったり、公告期間が長かったりすれば可能性はあったとの回答だったため、今回さらなる公告期間の延長を予定している。

#### 4. その他の修正変更について

認定調査員能力向上研修会の実施形態について、これまで地方ブロック単位で実施してきたが、参加者の固定化が進んでいることから、これを改善できるような形態に変更できないか検討していることを明記した。（実施要項2（3）二⑥（7頁））

#### 5. パブリック・コメントの対応について

平成29年10月2日から10月16日まで実施されたパブリック・コメントを行った結果、1件の意見が提出され、文書の体裁にかかるものであったため、修正を行った（内容の修正無し）。

以上